

事業シート（概要説明書）

様式1号

① 事業名	学校開放事業
② 細事業名	学校体育施設開放事業

総合計画体系	章	03元気創造都市	節	06市民スポーツ
担当部・課	生涯学習部 生涯学習課		事業開始年度	昭和51年度
根拠法令	学校教育法第137条、社会教育法第44条、スポーツ振興法第13条			

③ 事業内容 (手段・手法など)	適正な学校開放の管理運営を行うため、各開放校毎に「学校開放運営委員会」を設け、 ①登録団体の使用調整及び使用料の取りまとめ。 ②使用許可条件を徹底するための管理及び指導。 ③開放施設の鍵の受け渡しや管理。 ④使用団体相互の連絡調整。などの任務を行っている。								
④ 目的 (何のために)	地域住民のスポーツ活動の場として、学校体育施設を有効に利用するため、学校運営に支障のない範囲で地域住民に開放し、もって地域スポーツの普及・振興を図ることを目的とする。								
⑤ 対象及び人数 (誰・何を対象に)	地域住民を対象に3,346人(のべ204,577人) *平成22年度調べ								
⑥ 現在の実施方法	職員が直接実施 (詳細:)								
⑦ コスト	平成23年度予算	直接経費(A)の内訳							
	直接経費(A)	1,695千円	学校開放運営委員報酬費 1,599千円 ・ 消耗品費 96千円						
	人件費(B) ※(C)+(E)	2,478千円	内 担当正職員:概算人件費(C) (H22決算平均給与8,260千円×従事職員数)	2,478千円	従事職員数(D)	0.3人			
			内 臨時職員他(嘱託・アルバイト)人件費(E)	0千円	従事職員数(F)	0人			
総コスト (A)+(B)	4,173千円	財源内訳(収入)							
		国・府からの補助金等	0円	使用料・手数料	3000千円	一般財源(市債含む)	1173千円	その他	0円
⑧ 対象事業の抽出の視点 (選考優先順位)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 積極的に市民の意見を取り入れたい事業 ◎ 市単独事業 								

⑨ 目標 (目指すところ) ※より具体的に記入	1人でも多くの地域住民にスポーツ活動機会の場を提供するため、市内全校を最大限に開放し、地域スポーツの振興に努める。	
⑩ 事業の現状	学校より許可された開放予定日を各学校毎の「学校開放運営委員会」で調整した上で、スポーツ登録団体の使用を決定している。	
⑪ 目標と現状の差 (課題) ⑨-⑩	学校施設は、学校運営に支障のない範囲で開放されているため、休日や夜間などの限られた開放日数や開放時間内で実施されている。また、校区を越えての使用も行っていないので、学校間の利用状況に大きな格差があり、利用する学校施設により不公平も生じている。	
⑫ 解決策と論点 (⑪の課題の解決策と問題点)	<p style="text-align: center;">市側の事前論点</p> <p>【解決策】 ①学校運営に支障のない範囲の拡大 ②地域や校区の拡大</p> <p>【論点】 ①は学校運営に支障のない範囲として、法令でも定められており、非常に難しいが、長期休暇中の平日など検討の余地はある。 ②は、学校という教育の重要な施設を利用するため、安全管理や施設管理の面からも最も身近な地域住民が利用するのが妥当となる。また、更に厳正な管理を行うために「運営委員会」は必要である。</p>	<p style="text-align: center;">最終論点</p> <p>※ 事前概要説明会開催後に記入</p>

様式2号

学校体育施設開放事業

1. 事業の目的

地域住民のスポーツ活動の場として、学校体育施設を有効に利用するため、学校運営に支障のない範囲で地域住民に開放し、もって地域スポーツの普及・振興を図ることを目的とする。

2. 開放校、開放施設、日時及び運動種目等

開放校は河内長野市立小学校（14校）及び中学校（7校）である。

(1) 開放施設は小学校の体育館、運動場及び中学校の運動場とし、開放校の校長と協議のうえ下記に定める範囲で開放日時を指定する。

[開放時間]

開放施設	開放時間	
体育館	平日	18時から21時
	土曜日、日曜日、祝日	9時から21時
運動場	土曜日、日曜日、祝日	8時から17時

*開放する時間区分は、体育館については9時から3時間毎、運動場については8時から3時間毎に1単位（回）

(2) 開放施設で実施することができる運動種目

[運動種目]

○：使用可、×：使用不可

学校名	種目	体育館					運動場					
		バドミントン	バレーボール	ミニバスケットボール	武道柔道を除く	バントウリン等 健康体操、ヨガ	サッカー	ソフトボール			キンベースボール	軽スポーツ等
								覆釜上男種	覆釜上女種	中学生以下		
長野小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小山田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三日市小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川上小学校	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
天見小学校	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
千代田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楠小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天野小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高向小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石仏小学校	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南花台西小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南花台東小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美加の台小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野中学校	/					○	○	○	○	○	○	○
東中学校						×	○	○	○	○	○	
千代田中学校						○	×	×	○	○	○	
西中学校						○	○	○	○	○	○	
加賀田中学校						○	○	○	○	○	○	
南花台中学校						○	○	○	○	○	○	
美加の台中学校						○	○	○	○	○	○	

3. 使用者の範囲

開放施設を使用することができるは、団体構成員のうち当該開放校区内に在住する者の割合が多数であり、かつ、その責任者が原則として当該開放校区内に在住する者であるスポーツ活動を中心に行っている団体とし、スポーツ活動を行う団体以外においても小・中学生を中心に構成されている団体も使用範囲としている。

4. 使用料

(1) 使用料は、下記のとおりとする。

[使用料]

種別	使用料	
体育館	9時から18時	1回につき900円
	18時から21時	1回につき1,200円
運動場	8時から17時	1回につき750円

*中学生以下を対象とする団体の使用料は半額免除。河内長野市子ども会育成連合会加盟の子ども会の使用料は、全額免除。

5. 使用団体の登録

開放施設を使用しようとする団体は、学校開放事業使用団体登録申請書の提出によりあらかじめ教育委員会の承認を受ける。

6. 学校開放運営管理委員会

(1) 学校開放事業の適正な運営を図るため、各開放校に学校開放運営管理委員会を設置している。

(2) 運営管理委員会の委員は、当該開放校の登録団体の学校施設使用責任者等とし、前年度の運営管理委員会会長の推薦により教育委員会が依頼する。

(3) 運営管理委員会の任務は、下記のとおりである。

- ① 登録団体の使用調整及び使用料の取りまとめに関すること。
- ② 校区住民のスポーツ振興に関わる行事の企画及び実施に関すること。
- ③ 開放事業及び行事等の広報に関すること。
- ④ 使用許可条件を徹底するとともに、使用団体に遵守事項を守らせるよう指導すること。
- ⑤ 使用許可条件に違反する場合、又は学校管理運営上支障が生じた場合の使用中止に関すること。
- ⑥ 団体使用時における学校体育施設の維持、管理に関すること。
- ⑦ 開放施設の鍵の受渡し、使用団体相互の鍵の引継ぎ及び鍵の管理に関すること。

7. 開放事務の流れ

(1) 開放日時の指定及び通知

- ① 開放日時の指定 開放校は開放日時を教育委員会へ提出
- ② 運営管理委員会への通知 教育委員会は開放日時を運営管理委員会へ通知

(2) 使用予定団体の調整及び使用許可申請

運営管理委員会は、使用団体の調整を行い、学校使用許可申請書を取りまとめて、教育委員会へ提出

(3) 使用許可書の交付及び使用料の納付

- ① 使用許可書の交付 教育委員会は使用許可書を交付
- ② 使用料の納付 運営管理委員会は使用料を取りまとめ、使用許可時に教育委員会へ納付

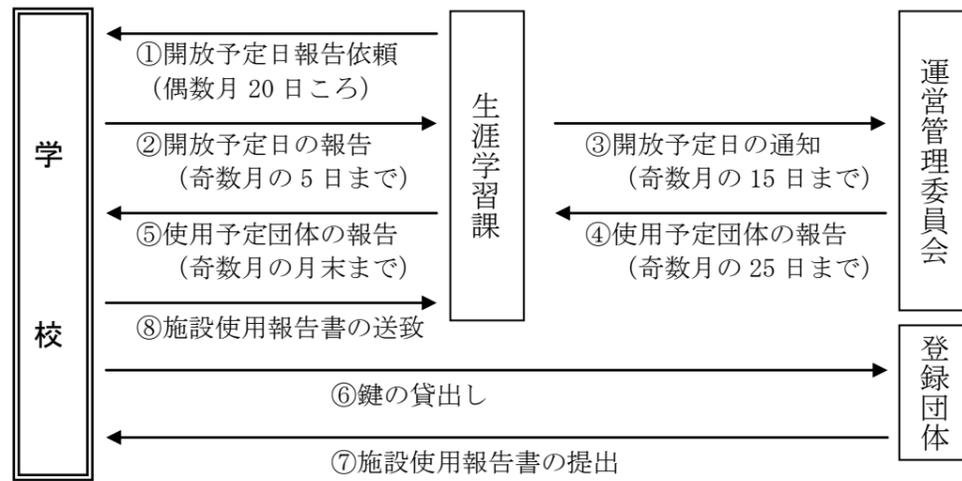
(4) 施設使用の報告

使用団体は使用報告書を開放校へ提出し、開放校は確認のうえ教育委員会へ送致

(5) 使用状況等の報告

- ① 使用状況等の報告 運営管理委員会で取りまとめ、教育委員会へ報告
- ② 使用料の還付請求 使用料の還付を受けようとする使用団体は、使用料還付請求書を教育委員会へ提出する。
- ③ 委員活動の報告 運営管理委員会は、委員活動を取りまとめ、教育委員会へ提出する。

[事業の流れ]



8. 経費

(1) 報償費

委員に対して年12回を限度として、委員活動実績に基づき1回1,200円の報償費を支給している。

(2) 消耗品費

学校設備を使用するにあたり、学校消耗品の補充に当てる。

[平成22年度経費実績] (報償費 1,438,800円・消耗品費 64,500円)

9. 使用状況

平成22年度学校開放事業年間使用人数 204,577人 (運動場 121,659人・体育館 82,918人)

学校名	運動場				体育館			
	団体数	登録人数	使用回数	使用人数	団体数	登録人数	使用回数	使用人数
長野小学校	2	460	102	26,460	7	179	345	13,927
小山田小学校	5	164	141	6,994	5	223	376	29,871
三日市小学校	9	244	198	11,040	6	85	285	4,884
川上小学校	2	90	72	3,944	1	8	34	272
天見小学校	1	19	2	38	1	10	41	410
千代田小学校	10	313	200	11,566	6	127	303	6,486
楠小学校	5	230	276	15,422	5	86	323	5,801
天野小学校	2	45	126	2,855				
高向小学校	6	143	232	7,815	0	0	0	0
加賀田小学校	2	67	194	6,310	2	35	124	2,143
石仏小学校	2	92	167	6,629	1	16	78	1,248
南花台西小学校	2	47	127	3,219	5	101	263	5,790
南花台東小学校	2	38	232	4,384	5	68	244	3,358
美加の台小学校	2	122	84	7,860	7	167	397	8,728
長野中学校								
東中学校	*三日市小学校と同団体		5	162				
千代田中学校	2	49	27	630				
西中学校	2	56	136	4,888				
加賀田中学校	3	47	25	378				
南花台中学校	1	15	71	1,065				
美加の台中学校								
	60	2,241	2,417	121,659	51	1,105	2,813	82,918

10. 関連法規

○学校教育法 (第85条)

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

○社会教育法 (第44条)

学校(国立学校又は公立学校をいう。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

○スポーツ振興法 (第13条)

学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。